

後期高齢者医療制度のお知らせ

▶問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
年金・長寿医療グループ (☎05-2137)

令和元年度の保険料は7月中旬に通知します

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 50,205\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline (\text{平成30年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.59\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array}$$

- 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです
- 1年間の保険料上限額は62万円です
- 年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割計算となります

保険料の軽減について

①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額が80万円以下）	8割軽減（※）	10,041円
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

- 被保険者と世帯主（被保険者ではない世帯主も含む）の所得の合計で判定します
- 昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、15万円を引いた額で判定します
- ※所得が33万円以下で被保険者全員が所得0円の世帯は、均等割がこれまでの9割軽減から8割軽減となります。なお、所得の低い65歳以上の方の介護保険料の負担が軽減される予定です。詳しくは、20ページをご覧ください。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

軽減後の保険料 25,102円（年間）

- 被用者保険の被扶養者だった方が、後期高齢者医療制度に加入した場合、急激な負担の増加を抑えるため、**所得割は0円、均等割を5割軽減**する特別措置をとっています。
- 所得の状況により均等割が8割軽減または8.5割軽減になる場合があります
 - 被用者保険とは、共済組合や企業の健康保険、協会けんぽなど、主に会社員が加入している健康保険のことで、市の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません

新しい『被保険者証』と『減額認定証』・『限度証』を7月に郵送します

現在お持ちの『被保険者証』と『減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）』・『限度証（限度額適用認定証）』の有効期限は令和元年7月31日(木)です。

7月中旬に新しい被保険者証と減額認定証・限度証を送付しますので、8月以降は新しいものをご使用ください。

新しい被保険者証は **橙色**です

新しい減額認定証・限度証は **黄緑色**です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	令和2年 7月31日 令和元年 7月 1日
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
被 保 険 者 氏 名	広城 太郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
適用区分	区分II
長期入 険 額 当 年 月 日	令和元年 8月 1日
保 険 者 印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合
公印	(朱)